

# 養育費を確保するために

こどもの  
ための

～まずは、ご相談ください～

相談  
無料

養育費の額は  
どうやって  
決めたらいいの？

話し合いが  
できない時は、  
どうしたらいいの？

離婚してからでも  
養育費は  
請求できるの？

調停って  
難しそうだけど、  
誰でもできるの？



## ステップ1

### 相談する

これから離婚する  
方も利用できます！

#### ① 養育費・親子交流など相談

養育費や親子交流について、専門相談員に相談することができます。

#### ② 弁護士による法律相談

法的な問題に関して弁護士に相談することができます。

## ステップ2

### 養育費を 取り決める

#### 公正証書等作成費補助金

公正証書・調停調書の作成に  
係る経費を補助する制度  
があります。

## ステップ3

### 養育費を 受け取る

#### 保証会社の利用費補助金

養育費の保証会社と契約した  
場合の契約費用を補助する  
制度があります。

※詳細は裏面やホームページをご覧ください。➡

お申し込み・お問い合わせ先

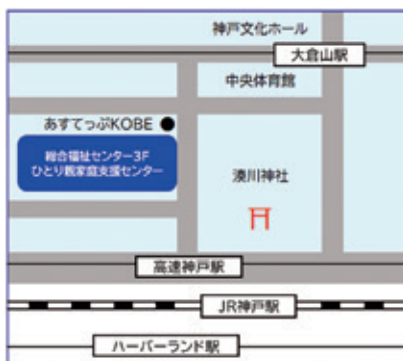
神戸市ひとり親家庭支援センター  
(神戸市立総合福祉センター3階)

電話 078-341-4532

FAX 078-371-6478



受付時間 平日 9:00～17:00  
(土日祝・年末年始を除く)



最寄駅

- 神戸高速鉄道 「高速神戸駅」 徒歩3分
- 市営地下鉄 「大倉山駅」 徒歩5分
- JR 「神戸駅」 徒歩7分



HP



LINE

## 養育費・親子交流など相談

離婚、養育費、親子交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きのご案内を、専門相談員が、下記4か所で行います。事前予約制。相談時間は、1回50分です。

### ひとり親家庭支援センター

開催日：毎月2回  
時 間：第2水曜日 13:00～16:00  
第4金曜日 10:00～13:00

電話・WEB (Zoom) 相談もできます

### 東灘区役所 (保健福祉課)

開催日：毎月1回 第3水曜日  
時 間：13:00～16:00

### 北区役所 (保健福祉課)

開催日：毎月1回 第3水曜日  
時 間：13:00～16:00

### 垂水区役所 (保健福祉課)

開催日：毎月1回 第2火曜日  
時 間：13:00～16:00

## 弁護士による法律相談

親権、慰謝料、遺産相続、金銭貸借など、法律に関わる全般的な相談を弁護士が行います。事前予約制。相談時間は、1回30分です。

### ひとり親家庭支援センター

開催日：月5回  
時 間：第3月曜日 10:00～13:00  
第2・4火曜日 17:30～20:30  
第1・3金曜日 13:00～16:00

電話・WEB (Zoom) 相談もできます

## 公正証書等作成費補助金

(上限5万円・1回限り)

養育費の取り決めに係る公正証書作成費用や家庭裁判所の調停申立費用等を補助します。

## 保証会社の利用費補助金

(上限5万円・1回限り)

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担する費用を補助します。

※相談日程や補助金の詳細はホームページをご覧ください。

## 養育費とは

養育費とは、子どもが自立するまでに必要な衣食住に関する経費、教育費、医療費などのことをいいます。離婚により親権者でなくなった親であっても、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。

## 養育費の取り決めについて

養育費は、子どものためのものですから、**離婚時にきちんと取り決めておきましょう。**新しい生活の始まりからすぐに養育費の支払いがスムーズに行われるように、養育費に金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておくことが大切です。養育費の取り決めは、後日その内容について争いが生じないように、口約束ではなく、**書面に残しておきましょう。**できれば「公正証書」にしておくことをお勧めします。

## 公正証書を作成するには

公証役場に当事者(父と母)が出向きます。  
神戸市中央区に、神戸公証センター(公証役場)があります。



こどもっと  
KOBE